未定稿

参考資料５

船員保険の加入者、船舶所有者の皆さまへ

東日本大震災で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
このたびの東日本大震災を受け、船員保険では、次のような対応を行っております。詳しくは、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせください

お問い合わせは、「船員保険被災者専用フリーコール」へ

０１２０－９５３－５９６（通話料無料）

期　　間　：　平成２３年４月２５日～平成２３年９月３０日
受付時間　：　月曜日～金曜日（祝日を除く）　午前９時～午後５時４５分まで
※　被災を受けた加入者の方、船舶所有者の方専用となっていますので、一般的なご相談は
０５７０－３００－８００又は**０３－６８６２－３０６０**にお願いいたします。

１．７月以降受診される場合は保険証が必要になります

7月以降に医療機関等を受診される場合は、原則、保険証の提示が必要になります。
また、一部負担金等の免除を受けられる方は、併せて**「一部負担金等免除証明書」の提示が必要**になります。

◆保険証をなくされた場合は再交付します

(1)船舶所有者に使用されている方の再交付

この度の地震による災害で、船舶所有者を経由し申請することが困難な場合には、ご本人様から直接申請※してください。ご本人様へ交付いたします。この場合、「船員保険被保険者証再交付申請書」の船舶所有者印は必要ありません。
なお、ご自宅以外への郵送をご希望される場合には、送付先を申請書の余白部分に明記してください。
※　被保険者の方が不在の場合は、ご家族が代わりにご記入ください。

(2)疾病任意継続被保険者に加入されている方の再交付

ご本人様から直接申請していただき、ご本人様に交付いたします。

２．受診時の一部負担金等が免除されます

(1)受診時に医療機関等の窓口でお支払いただく一部負担金等※が免除されます
（免除期間：平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 2 月 29 日）

※対象となる一部負担金等
・一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費にかかる自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(2)入院時に負担いただいている食事等の一部負担金等※が免除されます
（免除期間：平成 23 年 3 月 11 日～厚生労働大臣の定める日まで）

※対象となる一部負担金等
・食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額

(3)対象となる方

対象となる方は、次のイ及びロのいずれにも該当する方です。
イ　別表 1 及び 2 の地域にお住まいの方（地震の発生以降、別表の地域から他の市町村に移転した方を含みます。）
ロ　イの地域にお住まいの方で東日本大震災により、次のいずれかの状態となられている方。
①　住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした状態の方
②　被保険者の方が重篤な傷病を負った状態の方
③　原子力発電所の事故による政府の避難指示・屋内退避指示の対象の方
④　原子力発電所の事故による政府の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象の方
⑤　その他上記の①から④までに準ずる者として全国健康保険協会船員保険部が認めた方
※　主たる生計維持者が亡くなられた若しくは重篤な傷病を負った状態の方又は行方不明である方については、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

（注）・**すでに一部負担金等をお支払いいただいている場合は還付を受けることができます**ので、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。
・ロ③の指示の解除の対象となった方の免除期間については別途ご連絡いたします。
・被保険者の方が船員保険の資格を喪失された場合は、船員保険の免除対象とはなりません。

(4)一部負担金の免除を受けるためには「一部負担金等免除証明書」が必要になります

一部負担金等免除証明書は全国健康保険協会船員保険部で発行します。
※詳しくは船員保険部までお問い合わせください。

別　表

（別表1）

都道府県	市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

（別表2）

都道府県	市町村
青森県	三沢市、三戸郡階上町
茨城県	古河市、結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武群横芝光町

全国健康保険協会　船員保険部
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

3. 船員保険に係る保険給付の支給について

(1)傷病手当金及び出産手当金の支給額について

震災により給料が低下し、標準報酬月額が改定された場合でも、平成 24 年 2 月 29 日までの支給分に限り、改定前の標準報酬月額に基づき支給します。

ただし、震災後に発生した傷病に対する傷病手当金については、震災に基因する傷病に限り、改定前の標準報酬月額に基づき支給します。

(2)休業手当金等※の支給額について

震災により給料が低下し、標準報酬月額が改定された場合でも、震災に起因する傷病により休業手当金等を受ける場合(平成 24 年 2 月 29 日までの間に給付事由が生じた者に限ります)は、改定前の標準報酬月額に基づき支給します。

※対象となる給付

・休業手当金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金前払一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、遺族年金前払一時金

(3)葬祭料付加金(家族葬祭料付加金)の支給額について

震災により給料が低下し、標準報酬月額が改定された場合でも、震災に起因する傷病により亡くなられた場合(平成 24 年 2 月 29 日までの間に給付事由が生じた者に限ります)は、改定前の標準報酬月額に基づき支給します。

(4)行方不明の方に係る保険給付について

震災により行方不明となった方の生死が 3 月間わからない場合、船員保険の保険給付※を受けることができます。

※対象となる給付

・葬祭料、家族葬祭料、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、未支給の保険給付

(注)・(1)～(2)までの給付の申請には、震災による被害を受けたことが、原因で傷病を発したことが明らかにする書類(診断書等)が必要です。
・(3)の申請には、震災に起因する傷病が発したことが明らかにする書類(診断書等)が必要です。
・(4)の申請についての詳細は、おってお知らせいたします。

◆疾病任意継続被保険者の保険料の納付を猶予しています

今回の震災の影響を受けられた方につきましては、3 月分～5 月分の保険料納付を 5 月末日まで猶予しています。

対象となる方

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県にお住まいの方

※5 月末日までに保険料の納付が困難な方は全国健康保険協会船員保険部までご連絡ください。

4.その他（日本年金機構での対応について）

日本年金機構において次の取扱いが実施されています。
詳しくは日本年金機構年金事務所にお問い合わせください(http://www.nenkin.go.jp/)。

(1) 標準報酬月額の随時改定について

別表1及び2の地域に所在していた船舶所有者に使用されていた被保険者の方で、震災に起因して標準報酬月額に著しい高低が生じたときは、その月から標準報酬月額が改定することができます。

◆標準報酬月額改定の特例の要件

①船舶所有者の事業場が損壊(生産設備の損壊等も含む)など直接的な被害が生じている場合
②事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合
③原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に平成 23 年 3 月 11 日において現に船舶所有者が所在していた場合
※原子力災害対策特別措置法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成 23 年 3 月 11 日において現に船舶所有者が所在していた場合については、別に定める日まで特例の対象になること
④原子力対策特別措置法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合
⑤その日か上記①～④に準じた理由により、船舶所有者の事業が大震災による被害を受けた場合にあって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業等を余儀なくされたと判断される場合

(2) 社会保険料の免除について

別表1及び2の地域に所在していた船舶所有者について、震災により被害を受けたことで、その被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じているとき、最長で平成 24 年 2 月までの間、社会保険料(厚生年金保険及び船員保険の保険料及び子どもの手当に係る拠出金)が免除となります。

お問い合わせ先
「船員保険被災者専用フリーコール」 **0120－953－596**
全国健康保険協会 船員保険部
〒102－8016 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階
TEL. 0570-300-800, 03-6862-3060（IP 電話・PHS ご利用の方）